

**熊本,新潟水俣病 年表(1) \* :水上長吉熊本県副知事関係 # :秋山武夫経工業局長関係**

年	月	日	記事	出典	No			
1906	明治	39	野口遵、曾木電気株式会社設立。	1	1			
1926	大正	15	4	6	水俣工場、水俣漁業組合に1500円を寄付、漁業被害に苦情を申し出ないという証書を取り交わす。この年水俣工場、アンモニア合成・硫酸製造開始	1	5	
1929	昭和	4	昭和肥料鹿瀬工場、鹿瀬発電所から電力の供給を受けカーバイド、石灰窒素等の生産を開始	2	6			
1930	昭和	5	朝鮮興南工場硫酸製造開始。	1	7			
1932	昭和	7	水俣工場でアセトアルデヒド酢酸製造開始。	1	8			
1934	昭和	9	11	昭和肥料も出資し昭和合成化学工業を設立、鹿瀬(現阿賀町)に工場を建設	2	9		
1936	昭和	11	3	昭和合成化学工業鹿瀬工場、水銀等を触媒にしてアセトアルデヒドの生産を開始	2	10		
1946	昭和	21	2	水俣工場、アセトアルデヒド酢酸生産再開。	1	16		
1951	昭和	26	8	22	水俣工場、漁協に50万円貸し付け、八幡海域への残渣排出に関する覚書を結ぶ。カーバイド残渣、パイプで八幡へ送られるはじめる。	1	19	
1951	昭和	26	8	アセトアルデヒド工程の助触媒をマンガンから鉄に変更、生産効率が上がる。	1	20		
1952	昭和	27	8	27	熊本県水産課・三好礼治、水俣工場排水を調査。	1	21	
1952	昭和	27	9	水俣工場、オクタノール製造開始。中間原料・アセトアルデヒドの増産が必要となる。《このころ、水俣湾周辺の漁場破壊進み、猫の奇病目立ち始める》	1	22		
1953	昭和	28	12	<b>溝口ヨ子発症、のちに水俣病認定患者第1号とされる。</b>	1	23		
1953	昭和	28	水俣工場、アセトアルデヒドの取出しに真空蒸溜方式採用。	1	24			
1954	昭和	29	8	1	水俣市茂道の猫全滅の新聞報道。この年から翌年にかけて水俣病患者次々と発生、病名は不明	1	26	
1956	昭和	31	5	1	<b>チツノ付風病院・細川一、水俣保健所に、原因不明の神経疾患児続発を報。水俣病公式発見。</b>	1	27	
1956	昭和	31	5	28	水俣市奇病対策委員会発足(のちに奇病研究委員会と改称)	1	28	
1956	昭和	31	8	3	熊本県、熊本大学に「水俣の原因不明患者の原因究明」の研究を依頼	2	29	
1956	昭和	31	8	24	熊本大学医学部 奇病研究班発足。	1	30	
1956	昭和	31	9	8	熊本県、厚生省に奇病発生を報告。	1	31	
*	1956	昭和	31	11	27	厚生科学研究班現地調査、工場排水を疑う。熊本県蟻田重雄衛生部長、工場排水が原因と知事に報告、水上長吉~副知事から水俣への禁足を申し渡される。	1	34
1956	昭和	31	12	1	<b>水俣市奇病対策委員会、54人(うち死亡17人)を水俣病と決定</b>	2	35	
1957	昭和	32	1	1	西田栄一水俣工場技術部長、工場長になる。	1	36	
1957	昭和	32	1	17	水俣漁協、工場に汚悪水放流停止を申し入れる。	1	37	
1957	昭和	32	2	26	<b>熊本研究班、水俣湾に関して漁獲禁止か食品衛生法適用が必要と確認。</b>	1	38	
1957	昭和	32	3	4	<b>熊本県水俣奇病対策連絡会、原因不明なので法適用はせず漁自粛の方針をきめ、奇病と水俣工場とは無関係ということで確む、と申し合わせる。</b>	1	39	
1957	昭和	32	3	30	厚生科学研究班「水俣地方に発生した奇病について」で工場との関連を指摘。	1	40	
1957	昭和	32	3	21~	厚生科学研究班第2回現地調査、工場幹部とも議論する。	1	41	
1957	昭和	32	4	10	各省庁対策懇談会開催、まず原因究明をと申し合わせる。	1	42	
1957	昭和	32	4	23	<b>水俣工場、アセトアルデヒド廃水(精ドレーン)処理工事を提案(6月3日決済)。</b>	1	43	
1957	昭和	32	4	はじめ	<b>伊藤蓮雄水俣保健所長、水俣湾魚介類で猫を発生させる実験に成功。このころまでに、西田工場長アセトアルデヒド酢酸排水・水銀に着目</b>	1	44	
1957	昭和	32	5	昭和電工、昭和合成化学工業を吸収合併し鹿瀬工場のアセトアルデヒド生産設備を増強	2	45		
1957	昭和	32	7	23	<b>熊本県水俣病対策連絡会、水俣湾への食品衛生法適用をきめる。</b>	1	46	
1957	昭和	32	7	31	水俣工場、アセトアルデヒド廃液(母液)処理配管工事を提案(8月28日決済)。	1	47	
1957	昭和	32	8	1	患者家庭互助会発足。	1	48	
*	1957	昭和	32	8	16	熊本県衛生部長、厚生省公衆衛生局に食品衛生法適用について照会。	1	49
1957	昭和	32	9	7	熊本研究班、水俣工場へ硫酸・肥料工程に関して問い合わせ。	1	50	
1957	昭和	32	9	11	<b>厚生省公衆衛生局、水俣湾への食品衛生法適用はできないと回答。</b>	1	51	
1957	昭和	32	9	18	<b>本社から水俣工場へ、廃液処理工事中止を連絡。</b>	1	53	
1958	昭和	33	6	24	参議院社会労働委員会で尾村偉久厚生省環境衛生部長、水俣病の発生源は水俣工場と名指しする。	1	59	
1958	昭和	33	7	7	厚生省公衆衛生局、関係省庁・自治体に通知、水俣病の原因は水俣工場として対策をうながす。チツノ・通産省反発する。	1	60	
1958	昭和	33	8	2	水俣工場廃水管理委員会、アセトアルデヒド酢酸排水先を水俣湾から水俣川河口・八幡プールに変更することを提案、9月から実施。	1	61	
1958	昭和	33	9	25	<b>新日窒水俣工場、アセトアルデヒド製造工程の排水経路を変更 *百間港排出をやめ、八幡プール貯溜、上澄水を水俣川河口へ放流</b>	2	62	
1958	昭和	33	9	26	熊本研究班会議で武内忠雄第2病理教授、水俣病は有機水銀によるものと提起。《この年から翌年にかけて水俣工場では、オクタノール増産のためにアセトアルデヒドの製造能力向上がはかられる。》	1	63	
1959	昭和	34	2	17	厚生省食品衛生調査会の中に水俣食中毒部会設置される。	1	65	
*	1959	昭和	34	7	13	熊本県議会水俣病対策特別委員会設置。水上副知事、現行法規では何もできないので特別立法をとのべる。	1	68
1959	昭和	34	7	14	朝日新聞、有機水銀説を報道。	1	69	
1959	昭和	34	7	21	<b>新日窒附風病院長細川一、アセトアルデヒド設備の廃水を直接投与するネコ実験を開始 10.6 ネコ400号発症するも公表されず、11.30 実験も禁止される</b>	2	70	
1959	昭和	34	7	22	水俣食中毒部会(熊本研究班)有機水銀説を公表。	1	71	
1959	昭和	34	7	22	熊本研究班、「水俣病は現地の魚介類を摂取することによって引き起こされる神経系疾患であり、魚介類を汚染している毒物としては、水銀が極めて注目されるに至った」と公式発表	2	72	
1959	昭和	34	7	23	水俣工場、サイクレーター着工を決定。	1	73	
#	1959	昭和	34	8	4	秋山武夫、通産省軽工業局長に就任。	1	74
1959	昭和	34	8	5	熊本県議会水俣病対策特別委員会、西田工場長らから有機水銀説への反論を聴取、工場「所謂有機水銀説に対する工場の見解」発表。	1	75	
1959	昭和	34	8	5	新日窒水俣工場、熊本県議会水俣病特別委員会で有機水銀説は実証性のない推論と反論	2	76	
1959	昭和	34	8	6	水俣市漁協、鮮魚小売商組合とともに新日窒水俣工場にデモ、第1回漁業補償交渉 —第1次漁民紛争— *①漁業被害の補償、②ヘドロの完全除去、③排水浄化装置の設置を要求	2	78	

熊本,新潟水俣病 年表(2)

\*:水上長吉熊本県副知事関係 #:秋山武夫軽工業局長関係

	1959	昭和	34	9	18	芦北沿岸漁業振興対策協議会、水俣工場に排水即時停止を要求。	1	79
	1959	昭和	34	9	23	水俣市北隣りの津奈木村で患者発生、津奈木の漁停止状態となる。	1	80
	1959	昭和	34	9	28	日本化学工業協会大島理事、有機水銀説を否定し爆薬説を発表	2	81
	1959	昭和	34	10	6	厚生大臣、食品衛生調査会に水俣病の原因について諮問。食品衛生調査会、水俣食中毒部会の有機水銀説中間報告を了承。	1	82
	1959	昭和	34	10	6	<b>ネコ400号発症。(1959.7.21開始 アセトアルデヒド設備排水投与ネコ実験)</b>	3	83
	1959	昭和	34	10	14	熊本県漁業協同組合連合会(県漁連)、不知火海漁民総決起大会、水俣工場の操業停止などを決議。	1	84
#	1959	昭和	34	10	17	<b>熊本県漁連、新日窒に交渉を申し入れたが拒否され、工場に投石したため警官が出動 —第2次漁民紛争— *総決起大会で①浄化装置完成までの操業停止、②漁業被害の補償の要求を決議</b>	2	85
#	1959	昭和	34	10	21	<b>秋山軽工業局長、吉岡喜一社長に八幡への排水を水俣湾に戻せと指示。</b>	1	86
#	1959	昭和	34	10	21	通産省(現経済産業省)、新日窒に対し①アセトアルデヒド製造工程からの排水の水俣川河口への放出中止、②排水浄化装置の年内完成を指示 *11.10 全国の同種工場に工場排水の水質調査を依頼	2	87
#	1959	昭和	34	10	30	水俣工場、八幡プールから工場内へ排水の逆送開始「八幡海域への排水は皆無」を装う。	1	88
	1959	昭和	34	11	2	<b>国会調査団、水俣を視察。不知火海漁民騒動起こる。</b>	1	89
	1959	昭和	34	11	3	国会調査団、水俣工場幹部と面談、反論書「水俣病原因物質としての『有機水銀説』に対する見解」の説明を受ける。	1	90
	1959	昭和	34	11	10	秋山軽工業局長、全国の同種工場に排水の水質調査を指示。	1	91
#	1959	昭和	34	11	11	水俣食中毒対策に関する各省連絡会議で秋山軽工業部長、非水銀説を強調。	1	92
	1959	昭和	34	11	12	食品衛生調査会、有機水銀説答申を決定。ただし工場排水との関連は不明とする。	1	93
	1959	昭和	34	11	12	<b>厚生省(現厚生労働省)食品衛生調査会水俣食中毒特別部会、「水俣病の主因をなすものはある種の有機水銀化合物である」と厚生大臣に答申し、翌日解散</b>	2	94
	1959	昭和	34	11	13	<b>池田勇人通産大臣閣議で、原因を水銀とするのは時期尚早と発言、答申は棚上げとなり、水俣食中毒部会解散される。</b>	1	95
	1959	昭和	34	11	18	<b>厚生省主管の水俣奇病対策連絡協議会は解消ときまり、20日に正式通知。*経企庁に移管</b>	1	96
	1959	昭和	34	11	24	寺本広作熊本県知事らの不知火海漁業紛争調停委員会発足。	1	97
	1959	昭和	34	11	28	水俣病患者家庭互助会、補償を求めて水俣工場正門に座り込む。	1	98
	1959	昭和	34	11	30	窒素水俣工場、アセトアルデヒド設備の廃水を直接投与するネコ実験(7.21開始,10.6ネコ400号発症)を禁止	3	99
	1959	昭和	34	12	18	会社と漁民、斡旋案を受諾。	1	100
	1959	昭和	34	12	24	水俣工場でサイクリーター竣工式挙行。試験運転で水銀除去不十分とわかる。	1	101
	1959	昭和	34	12	30	会社と患者互助会、見舞金契約に調印。	1	102
	1959	昭和	34	12	30	<b>患者家庭互助会、新日窒と不知火海漁業紛争調停委員会の調停案を受諾し「見舞金契約」に調印 熊本第1次訴訟判決で、公序良俗違反により無効と判断された</b>	2	103
	1959	昭和	34	12		昭和電工安西社長、日本化学工業協会の産業排水対策委員長に就任	2	104
	1960	昭和	35	1	25	アセトアルデヒド廃水、サイクリーター排泥とともに八幡甲区プールに送られはじめる。	1	105
	1960	昭和	35	2	3	診査協議会発足、患者4人を新たに認定、本人申請などを申し合わせる。「新患者発生」がサイクリーターの効果を疑わせる結果となる。	1	106
	1960	昭和	35	2	11	水俣工場、熊大入鹿山且朗に「処理前後の廃水四ヶ所分」を渡す。「サイクリーターの効果は万全」と確かめさせるため。	1	107
	1960	昭和	35	2	17	水俣市漁協、会社に水俣病被害に関する補償を要求、会社拒否。第2次補償要求闘争はじまる。	1	108
	1960	昭和	35	2	26	政府、食品衛生調査会水俣食中毒特別部会解散の後を受けて経済企画庁に水俣病総合調査研究連絡協議会を設置し第1回会議を開催 *1961.3.6 第4回会議を開催、以降開催されず	2	109
	1960	昭和	35	4	8	日本化学工業協会、産業排水対策委員会の付属機関として水俣病研究懇談会(田宮委員会)を設置(後に消滅)	2	110
	1960	昭和	35	4	12	水俣病総合調査研究連絡協議会第2回会合で清浦雷作、アミン中毒説を発表、承認されず。翌日朝日新聞に報道させる。	1	111
	1960	昭和	35	4	17	日本精神神経学会・水俣病シンポジウム(久留米大学)で熊大研究班、有機水銀説を報告。	1	112
	1960	昭和	35	6	1	水俣工場長、西田から北川勤也にかわる。	1	113
	1960	昭和	35	6	8	貴田丈夫小児科学教授、水俣病診査協議会委員長となる。	1	114
	1960	昭和	35	7~8		熊大第1内科による水俣病多発地区での住民検診がおこなわれる。	1	115
	1960	昭和	35	8	24	細川と市川正技術部長によるHI液(精ドレーン)投与猫実験開始、以後翌年はじめにかけて74匹の猫が発症する。	1	116
	1960	昭和	35	8		水俣工場アセトアルデヒド装置で精ドレーンの循環使用はじまる。	1	117
	1960	昭和	35	9	29	水俣病総合調査研究連絡協議会第3回会合、清浦雷作がアセトアルデヒド廃水はサイクリーターを通過していないことを暴露。その事実は公表されず。	1	118
	1960	昭和	35	10	18	熊本県衛生部、関係保健所に沿岸住民毛髪調査について通知。	1	119
	1960	昭和	35	10	25	会社と水俣市漁協、補償契約締結。会社と熊本県、漁協に八幡沖10万坪の埋立て権を1000万円で譲渡させる。	1	120
	1960	昭和	35	11	4	水俣病患者診査協議会、住民検診の結果として3人を水俣病と認定。以後「水俣病の発生は昭和35年10月で終わったとされる。この年の水俣工場のアセトアルデヒド生産量、4万5244.7トンと最大になる	1	121
	1960	昭和	35	12	25	厚生省、水俣病診査協議会設置	1	122
	1961	昭和	36	3	6	水俣病総合調査研究連絡協議会第4回会合、これをもって立ち消えとなる。	1	123
	1961	昭和	36	3		世良完介熊本大医学部長退官。忽那将愛、医学部長・水俣病研究班長となる。	1	124
	1961	昭和	36	5		熊本県衛生研究所「水俣病に関する毛髪中の水銀量の調査・第1報」不知火海一円の汚染を証明。一般に摂取される魚介類の水銀汚染度が高まっている可能性を示唆。	1	125
	1961	昭和	36	8	7	<b>診査協議会、死亡・解剖された「脳性マヒ」患児一人だけを水俣病と認定。</b>	1	126
	1961	昭和	36	9	14	厚生省、水俣病診査協議会(1960.12.25設置)を熊本県衛生部に移管し、水俣病患者審査会とする。	1	127
	1962	昭和	37	2	17	PHS研究班報告会で第1内科岡嶋透講師、多発地区には多数の要注意患者がいる、と報告。	1	128
	1962	昭和	37	4		水俣工場で安定賃金をめぐる争議はじまる。	1	129
	1962	昭和	37	5		熊本県衛生研究所「水俣病に関する毛髪中の水銀量の調査・第2報」汚染源がまったたく除去されたものではないと指摘。	1	130
	1962	昭和	37	5		日化協「水俣病研究懇談会経過報告書」をまとめ、田宮委員会自然消滅する。	1	131
	1962	昭和	37	5		<b>熊大神経精神科・原田正純医師、脳性マヒ児の調査研究にとりかかる。</b>	1	132

## 熊本,新潟水俣病 年表(3)

1962	昭和	37	6	熊大研究班・入鹿山且朗ら、アセトアルデヒド工程水銀滓から原因物質塩化メチル水銀を抽出。同じ頃水俣工場技術部・石原俊一、精ドレーンから塩化メチル水銀を抽出。	1	133	
1962	昭和	37	9	15	脳性マヒ患児2人目死亡。	1	134
1962	昭和	37	11	25	熊本医学会で武内忠雄ら「死亡患児は病理所見から水俣病」と、原田正純、「患児16人は同一原因による同一疾患・水俣病」と発表。	1	135
1962	昭和	37	11	29	水俣病患者診査会、脳性小児マヒ様患者16人を始めて胎児性水俣病と診定	2	136
1963	昭和	38	2	16	PHS研究班報告会で入鹿山、原因物質抽出を報告。	1	137
1963	昭和	38	2	17	熊本日日新聞、入鹿山らの原因物質抽出を報道。翌日全国紙も報道。	1	138
1963	昭和	38	2	19	参議院社会労働委員会で、原因物質抽出と胎児性患者認定について質疑。	1	139
1963	昭和	38	2	20	熊大研究班・忽那、原因物質はアルキル水銀とする見解表明。「工程内での生成」については触れず。	1	140
1963	昭和	38	3		熊大第1内科・徳臣晴比古ら「水俣病の疫学」を『精神研究の進歩』に発表。水俣病は昭和35年で終息したようだ」と記述。	1	141
1963	昭和	38	3		熊本県、不知火海沿岸住民毛髪水銀量調査打切りをきめる。	1	142
1963	昭和	38	5		熊本県衛生研究所「水俣病に関する毛髪中の水銀量の調査・第3報」公表。「汚染源の汚染度は、全く終息したものとは思われぬ」と総括。	1	143
1964	昭和	39	2	28	熊本県会議、水俣病患者審査会設置条令を決議、審査会は知事の諮問機関と位置付けられる。	1	144
1964	昭和	39	3	28	水俣病患者審査会、6人の患児を水俣病と認定、認定患者111人となる。以後5年患者の審査はされず。	1	145
1964	昭和	39	11	12	新潟市の住民、原因不明の神経疾患で新潟大学(以下「新大」という。)附属病院脳神経科に入院	2	146
1965	昭和	40	1	1	新日本窒素肥料株式会社、チッソ株式会社と社名変更。	1	147
1965	昭和	40	1	10	昭和電工鹿瀬工場、アセトアルデヒドの生産を中止 *アセトアルデヒド製造工程図を焼却し、製造プラントを撤去(新潟水俣病発見前)	2	148
1965	昭和	40	1	18	東京大学椿忠雄助教授(後に新潟大教授)、新潟市の入院患者を診察し有機水銀中毒症と疑う	2	149
1965	昭和	40	5	31	新潟大の椿、植木教授、新潟県衛生部(現福祉保健部)に対し「原因不明の水銀中毒患者が阿賀野川下流沿岸部部に散発」と報告 —新潟水俣病発生の公式発表—	2	150
1965	昭和	40	6	12	新潟大の椿・植木両教授と新潟県衛生部(現福祉保健部)、「阿賀野川流域に有機水銀中毒患者7人発生、うち2人死亡」と正式に発表	2	151
1965	昭和	40	6	16	新潟県と新大、合同で新潟県水銀中毒研究本部を設置 7.31新潟県有機水銀中毒研究本部と改称	2	152
1965	昭和	40	6	16	新潟大の椿・植木両教授と新潟県の北野衛生部長、「原因は阿賀野川の魚と推定される」と記者会見	2	153
1965	昭和	40	6	16	新潟大医学部など、阿賀野川流域の住民の健康調査を開始	2	154
1965	昭和	40	6	21	新潟県、「新潟県水銀中毒対策本部」を設置 新潟市、「水銀中毒対策本部」を設置	2	155
1965	昭和	40	6	28	新潟県の水銀中毒対策本部、阿賀野川下流の魚介類採捕規制について行政指導の実施を決定(7.1~8.31横雲橋下流) 9.1 食用規制に切り替わる	2	156
1965	昭和	40	7	12	新潟県衛生部(現福祉保健部)、食品衛生法違反の恐れにより阿賀野川産川魚の販売禁止の行政指導を実施 *7.13 新潟県が関係漁協に見舞金総額50万円を支給	2	157
1965	昭和	40	7	26	新潟県水銀中毒研究本部、受胎調節等の訪問指導及び健康管理の実施を決定	2	158
1965	昭和	40	7	28	通産省、各会社に対し「工場における水銀の取扱いについて」を通知。	1	159
1965	昭和	40	7		宇井純・細川一、新潟水俣病を調査。	1	160
1965	昭和	40	8	25	新潟県民主体団水俣病対策会議の結成(1970. 1.26 新潟水俣病共闘会議へ継承)	2	161
1965	昭和	40	9	8	厚生省(現厚生労働省)、新潟水銀中毒事件特別研究室(臨床、試験、疫学の3班編成)を発足	2	162
1965	昭和	40	10	7	阿賀野川有機水銀中毒被災者の会の正式結成(後の新潟水俣病被災者の会)	2	163
1965	昭和	40	12	8	新潟県、新潟県有機水銀中毒症患者診査会の設置を決定 *12.23 第1回開催、患者26人(死者5人)、水銀保有者9人確認	2	164
1965	昭和	40	12	25	昭和電工、鹿瀬工場を分離し鹿瀬電工を設立	2	165
1966	昭和	41	3	24	厚生省(現厚生労働省)の特別研究班・関係各省庁合同会議、「工場排水が原因と断定するには不十分」と結論を保留	2	166
1966	昭和	41	3		熊大研究班、『水俣病—有機水銀中毒に関する研究』いわゆる赤本を公刊。	1	167
1966	昭和	41	4		通産省、「カーバイド法アセトアルデヒド製造方法等の改善について」指示。	1	168
1966	昭和	41	5	17	新潟大の滝澤助教授、新潟県の水銀中毒対策本部に「鹿瀬工場の排水口の水苔からメチル水銀を検出した」と報告	2	169
1966	昭和	41	6		水俣工場、地下タンクなどによるアセトアルデヒド廃水の回収工事を完了。	1	170
1966	昭和	41	6		昭和電工、工場排水説に反論し「阿賀野川下流流域中毒事件に対する見解(農業説)」を発表	2	171
1966	昭和	41	7	12	昭和電工、厚生省(現厚生労働省)に阿賀野川有機水銀中毒症に対する考察を提出	2	172
1966	昭和	41	10		横浜国立大北川教授、「阿賀野川沿岸水銀中毒事故の原因に関する意見(新潟地震より流出した農業が逆流して下流域を汚染したという塩水楔説)」を発表	2	173
1967	昭和	42	6	12	新潟水俣病患者3世帯13人、昭和電工を相手取り4450万円の慰謝料を請求し新潟地裁に提訴 —新潟水俣病第1次訴訟—(4大公害裁判始まり)	2	174
1967	昭和	42	7	21	「公害対策基本法」成立(8.3 公布施行)	2	175
1968	昭和	43	1	24	新潟水俣病被災者の会代表ら、水俣を訪問し患者互助会などと交流 被害者の生活保障の要求や水俣と新潟が手を結ぶなどの内容の共同声明を発表	2	176
1968	昭和	43	1		新潟被災者の会、水俣の被害者と交流。水俣病対策市民会議(会長日吉フミ子、のちに水俣病市民会議と改称)発足。	1	177
1968	昭和	43	4		新潟水俣病記録映画「公害とたたかう」完成 *県内ははじめ全国で上映	2	178
1968	昭和	43	5	18	窒素水俣工場、アセトアルデヒド製造設備廃止。	3	179
1968	昭和	43	9	26	政府、熊本、新潟、両水俣病に関する見解発表、ともに原因物質はメチル水銀 公害と認定。(チッソ水俣工場停止後)	3	180
1969	昭和	44	4	5	水俣病患者家族互助会、白紙委任状をめぐる一任派と訴訟派に分裂。	3	181
1969	昭和	44	4	25	水俣病補償処理委員会発足。	1	182
1969	昭和	44	5	29	水俣病患者審査会、20人を審査、5人を水俣病と認定。	1	183
1969	昭和	44	6	14	患者家族互助会29世帯・112人、チッソを相手どり損害賠償訴訟を起こす(熊本水俣病第1次訴訟)。慰謝料請求6.4億円(4大公害 最後の提訴)	3	184
1969	昭和	44	6	14	川本輝夫等未認定患者「認定促進の会」結成。(1次訴訟提訴と同日)	4	185
1969	昭和	44	12	15	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」公布(施行は翌年2月1日)。	1	186
1969	昭和	44	12	17	公害の影響による疾病の指定に関する検討委全体会議(厚生省(現厚生労働省))、特異な発生経過、国内外で通用していることから、病名を「水俣病」と指定	2	187
1969	昭和	44	12	20	阿賀野川下流域一帯が水俣病の公害地域に指定	3	188
1969	昭和	44	12	27	救済法にもとづく公害被害者認定審査会発足(会長徳臣晴比古)。	1	189

熊本,新潟水俣病 年表(4)

1970	昭和	45	1	26	新潟県民主団体水俣病対策会議を発展解消し、新潟水俣病共闘会議を結成	2	190
1970	昭和	45	2	1	新潟県と新潟市、「新潟県・新潟市公害被害者認定審査会」を共同設置 *2.26 第1回審査会開催	2	191
1970	昭和	45	5	25	水俣病補償処理委員会、見舞金契約の手直しとしての斡旋案を提示。一任派代表、27日に調印。	1	192
1970	昭和	45	6	19	認定審査会32人を審査、5人認定、保留16人、否定11人。	1	193
1970	昭和	45	7	4	細川一臨床質問、猫400号実験などについて証言。	1	194
1970	昭和	45	8	18	水俣病を否定された川本輝夫ら9人、厚生省に行政不服審査を請求。	1	195
1970	昭和	45	11	28	チッソ株主総会(大阪厚生年金会館)に訴訟派患者乗り込み、江頭豊社長と対決。	1	196
1971	昭和	46	4	22	認定審査会、保留患者13人を水俣病と認定。以後審査申請増えはじめる。	1	197
1971	昭和	46	4	15~17	厚生省、行政不服審査に関して水俣現地調査。	1	198
1971	昭和	46	6		熊本大学10年後の水俣病研究班、いわゆる第2次水俣病研究班発足。	1	199
1971	昭和	46	7	1	環境庁発足。行政不服審査を厚生省から引き継ぐ。	1	200
1971	昭和	46	8	7	環境庁、川本輝夫らの棄却処分を取り消す裁決。有機水銀の影響が否定できない場合は水俣病とするという、いわゆる「46年判断条件」を通知。	1	201
1971	昭和	46	9	29	新潟水俣病第1次訴訟判決 昭和電工控訴せず 原告勝訴、確定	3	202
1971	昭和	46	10	6	熊本県、棄却処分取り消しの人を含む16人を水俣病と認定。	1	203
1971	昭和	46	10	11	新認定の川本ら補償を求める直接交渉を要求、チッソ拒否。	1	204
1971	昭和	46	12	8	自主交渉を求める患者・支援者らチッソ本社に乗り込む。以後一年半あまりにわたって自主交渉闘争続く。	1	205
1971	昭和	46	8~9		第2時研究班、水俣市患者多発地区と天草・御所浦、対照・有明町を調査。	1	206
1972	昭和	47	1	7	五井事件。患者、川本輝夫、写真家ユージン・スミス等、五井工場で暴行される。	1	207
1972	昭和	47	1	8	阿賀野川の中・上流域から初めての認定患者	2	208
1972	昭和	47	3		熊本第2時研究班、「10年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的ならびに病理学的研究」を熊本県に提出・公表。	1	209
1972	昭和	47	4	18	水俣病患者審査会改組いわゆる武内審査会発足。	1	210
1972	昭和	47	12	27	東京地検、川本輝夫をチッソ社員への傷害罪で起訴。	1	211
1973	昭和	48	1	20	新認定・未認定患者44人とその家族ら141人、チッソを相手どり提訴。いわゆる熊本第2次訴訟。慰謝料請求16.8億円	3	212
1973	昭和	48	3	20	熊本水俣病裁判(一次訴訟)原告勝訴判決。以後認定申請急増する。	1	213
1973	昭和	48	3	22	水俣病裁判原告ら、今後の生活保障を求めてチッソ本社で交渉。いわゆる水俣病東京交渉はじまる。	1	214
1973	昭和	48	5	5	2次訴訟原告を中心に水俣病被害者の会発足。	1	215
1973	昭和	48	5	22	朝日新聞、有明海に第3水俣病(疑わしい患者10人など)と報道、いわゆる第3水俣病事件起こり、全国に水銀パニックひろがる。	1	216
1973	昭和	48	5	30	厚生省、魚介類の水銀に関する専門家会議を招集、水銀パニック沈静化をはかる。	1	217
1973	昭和	48	6	21	環境庁の有明海周辺住民の健康調査検討委員会(黒岩義五郎委員長)発足。	1	218
1973	昭和	48	6	21	新潟水俣病被災者の会と共闘会議、昭和電工との間に「新潟水俣病問題に関する協定書」調印 6.30 安田町(現阿賀野町)の患者グループも補償協定調印	2	219
1973	昭和	48	6	24	厚生省、魚介類の水銀暫定基準(総水銀0.4、メチル水銀0.3ppm)を決定。	1	220
1973	昭和	48	7	5	新潟沼垂診療所斉藤所長ら、関川流域住民7人を検診し2人を水俣病と疑う *1974.5.30 新潟県衛生部(現福祉保健部)、関川水系の調査で漁民らを検診の結果、水俣病の疑いなしと断定	2	221
1973	昭和	48	7	9	患者5団体・チッソ、補償協定(判決並みの補償金と生活保障など)に調印。(2次訴訟派・被害者の会の調印は12.25)。	3	222
1973	昭和	48	7	21	環境庁の水銀汚染調査検討委員会発足。	1	223
1973	昭和	48	7	23	厚生省(現厚生労働省)、「魚介類の水銀の暫定的規制値」を制定	2	224
1973	昭和	48	8	17	環境庁水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会、有明町で水俣病と疑われた10人中2人を否定	2	225
1973	昭和	48	10	1	水俣市長ら、環境庁(現環境省)長官など関係機関に「水俣病」の病名変更を陳情	2	226
1973	昭和	48	10	5	「公害健康被害補償法(新法)」公布 *1974. 9. 1 施行	2	227
1973	昭和	48	11	7	水銀汚染調査検討委員会環境調査分科会、水俣湾など一部以外の水銀汚染は問題なしと結論。この年、認定298人、未処分者、2000人を越える	1	228
1974	昭和	49	2	22	水俣病認定業務促進検討委員会(黒岩義五郎会長)発足。	1	229
1974	昭和	49	3	13	未認定患者八木しず子らについて当面の医療・生活費をチッソに支払わせる仮処分を熊本地裁に申請。6月27日、うち2人について仮処分決定。	1	230
1974	昭和	49	4	9	熊本県第2期認定審査会任期切れのまま空白となる。	4	231
1974	昭和	49	4		新潟で初の行政不服審査請求(認定申請棄却者4人)	2	232
1974	昭和	49	6	7	環境庁(現環境省)水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会、有明海沿岸に水俣病と診断できる患者なしと最終結論	2	233
1974	昭和	49	7~8		認定業務促進検討委員会が企画した集中検診実施。患者らデタラメ検診と反発・抗議。	1	233
1974	昭和	49	8	1	水俣病認定申請患者協議会発足。以後熊本県・環境庁に抗議・要求行動続ける。	1	234
1974	昭和	49	8	13	水俣湾堆積汚泥処理技術検討委員会、水俣湾の一部埋立てなどを結論。	1	235
1974	昭和	49	9	1	公害健康被害保障法施行。	1	236
1974	昭和	49	11	1	公害健康被害保障法にもとづく審査会発足、審査に至らず。	1	237
1974	昭和	49	12	13	水俣病認定申請患者協議会、認定審査の遅れに関して熊本県の不作為違法確認訴訟提起。この年、認定73人、未処分者2725人	1	238
1975	昭和	50	1	13	東京地裁、川本輝夫に有罪判決。水俣病患者らチッソ歴代幹部を殺人・傷害罪で告訴。	1	239
1975	昭和	50	5	23	熊本県審査会14ヵ月ぶりに再開。	1	240
1975	昭和	50	6	2	環境庁水俣病認定検討会発足。判断条件の見直し作業開始。	1	241
1975	昭和	50	8	7	熊本県会議公害対策特別委員環境庁に陳情、ニセ患者が申請と発言。このころ、いわゆるニセ患者キャンペーンしきりとなる。この年、認定128人、未処分者3000人を越える	1	242
1976	昭和	51	5	4	熊本地検、吉岡壺一元社長・西田栄一元工場長を業務上過失致死傷罪で起訴。	1	243
1976	昭和	51	10	1	環境庁(現環境省)、水俣病対策のため特殊疾病対策室を設置	2	244
1976	昭和	51	12	15	不作為の違法確認訴訟判決、敗訴した熊本県違法を認め陳謝。この年、認定110人、未認定、3900人を越える	1	245
1977	昭和	52	6	14	東京高裁、寺本正二裁判長、川本の起訴は公訴権乱用として公訴棄却判決。国の責任も指摘し国賠訴訟のきっかけにもなった。	1	246
1977	昭和	52	7	1	環境庁「後天性水俣病の判断条件について」いわゆる52年判決条件を通知、46年判断条件から、症状の組み合わせを重視したものに変更(以後認定率低下)	1	247

熊本,新潟水俣病 年表(5)

1977	昭和	52	10	22	チソク我正一副社長、熊本県議会で資金繰りの苦しさを訴え、患者補償金の長期延べ払いの意向を示す	1	248
1978	昭和	53	1	19	沢田一精熊本県知事、補償のための県債発行の意向表明。	1	249
1978	昭和	53	3	24	阿賀野川水銀汚染等調査専門家会議、阿賀野川の水銀汚染の安全宣言 *4.17 新潟県阿賀野川の大魚の食用規制を全面的に解除	2	250
1978	昭和	53	6	16	関係関係会議、チソク支援の県債発行を了承。	1	251
1978	昭和	53	7	3	環境庁「水俣病の認定にかかる業務の促進について」で、認定申請者の処分を急ぐことを通知。	1	252
1978	昭和	53	7	3	環境庁(現環境省)、事務次官通知「水俣病の認定に係る業務の促進について」を通知	2	253
1978	昭和	53	11	8	御手洗鯛右ら水俣病棄却処分取り消しを求める行政訴訟提訴。	1	254
1978	昭和	53	12	15	認定遅れによる損害賠償(待たせ賃)訴訟提訴。	1	255
1978	昭和	53	12	20	熊本県議会、チソク支援の県債発行を認める。53年上半期分33億5000万円など。以後補償以外にもヘド処理費用などの県発行続く。	1	256
1979	昭和	54	3	22	水俣病刑事裁判、吉岡、西田に禁固2年執行猶予3年の判決。被告控訴。	1	257
1979	昭和	54	3	28	熊本水俣病2次訴訟判決。原告14人中12人を水俣病と認める。双方控訴	1	258
1980	昭和	55	5	21	熊本水俣病認定申請者ら85人、国、熊本県、チソクを相手取って水俣病国家賠償等請求訴訟を熊本地裁に提訴 —熊本水俣病第3次訴訟—	2	259
1980	昭和	55	12	17	最高裁、検察の上告棄却、川本に関する控訴棄却判決検定確定。	1	260
1981	昭和	56	7	1	環境庁(現環境省)、環境保健部長通知「小児水俣病の判断条件について」を通知	2	261
1982	昭和	57	5	26	新潟水俣病被害者の会結成	2	262
1982	昭和	57	6	21	新潟第2次訴訟、昭和電工と国を相手どり提訴。	1	263
1982	昭和	57	6	21	新潟水俣病未認定患者94人(第8陣まで234人)、国と昭和電工を相手取って慰謝料51億4800万円を請求し新潟地裁に提訴 —新潟水俣病第2次訴訟—	2	264
1982	昭和	57	7	23	公害健康被害補償不服審査会、不服審査請求に対し、新潟で初めて県の棄却処分を取り消す判決	2	265
1982	昭和	57	10	28	チソク水俣病関西訴訟提訴。	1	266
1982	昭和	57	10	28	熊本水俣病認定申請者(大阪在住)ら40人、関西訴訟を提訴	2	267
1983	昭和	58	7	20	待たせ賃訴訟原告勝訴判決、熊本県に2827万円の支払いを命じる。	1	268
1984	昭和	59	5	2	東京訴訟提訴。	1	269
1984	昭和	59	5	2	熊本水俣病認定申請者(東京・神奈川在住)ら6人、東京訴訟を提訴	2	270
1985	昭和	60	8	16	熊本2次訴訟2審判決。福岡高裁、52年判断条件を被害者救済には厳しすぎると批判。原告4人勝訴、1人棄却確定	3	271
1985	昭和	60	10	12	医学専門家会議、52年判断条件は妥当、見直さずと結論。	1	272
1985	昭和	60	11	28	熊本水俣病認定申請者(京都在住)ら5人、京都訴訟を提訴	2	273
1985	昭和	60	11	29	待たせ賃訴訟2審判決、原告患者勝訴、県上告。	1	274
1986	昭和	61	3	27	水俣病認定申請棄却処分取り消し訴訟判決、原告4人全員勝訴、熊本県控訴。	1	275
1986	昭和	61	7	1	環境庁、特別医療事業発足。棄却者で別原因で説明できない感覚障害がある人に医療費自己負担分を支給する、ただし再認定申請しないことが条件。新潟県は適用なし。	3	276
1987	昭和	62	1		緒方正人認定申請を取り下げ、チソク社長に直接問いかける行動に入る。	1	277
1987	昭和	62	3	30	熊本3次訴訟1陣判決、国・県の責任を認める。国・県控訴2審へ。	1	278
1988	昭和	63	2	19	熊本水俣病認定申請者(福岡県在住)ら8人、福岡訴訟を提訴	2	279
1988	昭和	63	3	8	水俣病チソク交渉団結成、被害者補償を自主交渉で求める。	4	280
1989	平成	元	6	15~17	全国連、熊本県に被害者の即時前面救済について交渉申し入れ。	1	281
1989	平成	元	9	1	熊本県と全国連との話し合いはじまる。	1	282
1989	平成	元	11	16	水俣市漁協の水俣病未認定患者交渉委員会、知事と交渉。	1	283
1989	平成	元	11	21	水俣病患者連合結成(水俣病認定申請患者協議会と水俣病チソク交渉団が合併)。認定制度・補償協定によらない救済案を県に提案。	1	284
1989	平成	元	12		細川護熙知事、県議会で認定促進策、基金構想についてのべる。	1	285
1990	平成	2	1	15	全国連総会、年内決着をめざし裁判所の和解勧告を求める方針を決定。	1	286
1990	平成	2	3	29	全国連、東京地裁と熊本地裁に解決勧告要請書提出。	1	287
1990	平成	2	3	31	水俣湾ヘド処理事業終了。	1	288
1990	平成	2	9	28	熊本水俣病東京訴訟で東京地裁和解勧告 以後、関連訴訟の1高裁3地裁で和解勧告	2	289
1990	平成	2	10	1	国和解勧告拒否を表明。以後一貫して和解拒否をつらぬく。	1	290
1990	平成	2	10	15	細川熊本県知事、東京地裁に勧告受諾を正式に通知。	1	291
1990	平成	2	10	29	水俣病関係関係会議、国は水俣病に責任なしと見解まとめる。このころから、認定制度にかかわる救済制度が言われはじめる。	1	292
1990	平成	2	10	29	政府、相次ぐ裁判所の和解勧告に「現時点で和解勧告に応じることは困難」と見解発表	2	293
1990	平成	2	12	5	北川石松環境庁長官水俣視察。和解拒否担当の山内豊徳環境庁企画調整局長自殺	1	294
1990	平成	2	12	21	福岡高裁和解協議開始、以後東京、熊本でもはじまる。	1	295
1991	平成	3	2	26	環境庁、中央公害対策審議会水俣病問題専門委員会(井形昭弘委員長)に抜本対策について諮問。	1	296
1991	平成	3	3	26	豊栄市議会、「早期解決」「特別医療事業の新潟県適用」の意見書を採択 106市町村で同様の意見書採択	2	297
1991	平成	3	4	26	最高裁、待たせ賃訴訟2審判決を破棄差し戻し。	1	298
1991	平成	3	8	7	福岡高裁、救済対象を4肢末梢の感覚障害のある人とする所見示す。	1	299
1991	平成	3	9	11	福岡高裁、国に解決責任ありとする所見、和解参加うながす。	1	300
1991	平成	3	9	24	国、福岡高裁に和解協議不参加を回答。	1	301
1991	平成	3	11	26	中公審、未認定患者の救済に関する総合対策について答申。	1	302
1992	平成	4	2	7	熊本水俣病東京訴訟判決(64人中42人に損害賠償、国・県の責任を否認。原告控訴)	2	303
1992	平成	4	3	31	新潟水俣病第2次訴訟第1陣判決(提訴後認定された3人を除く91人中88人について水俣病疾患を認めだが、国の責任は否定。昭和電工、原告全員控訴)	2	304
1992	平成	4	4		ドキュメンタリー映画「阿賀に生きる」完成 県内はじめて全国で上映	2	305
1992	平成	4	5	1	環境庁、「水俣病総合対策」の実施要領を発表(6.29 新潟県、水俣病総合対策実施要綱を発表)	2	306
1992	平成	4	5	末	特別医療事業(認定棄却者で感覚障害のある人への医療費支給)廃止。	1	307
1992	平成	4	6	26	熊本県、水俣病総合対策事業実施要項を施行。申請の受け付けはじまる。	1	308
1992	平成	4	8	4	熊本県、旧特別医療事業対象者1700人を総合対策事業の対象とすることを定める。	1	309
1992	平成	4	8	19	福岡高裁、一時金400~800万円(症状による3ランク)などの和解案提示。	1	310
1992	平成	4	12	7	大阪地裁、関西訴訟に関して職権で和解勧告。国、原告ともに拒否。	1	311
1993	平成	5	1	7	福岡高裁、和解案提示。	1	312
1993	平成	5	2	5	福岡高裁で熊本3次訴訟2審決審、改めて国に和解参加呼びかけ。	1	313
1993	平成	5	3	25	熊本3次訴訟第2陣判決、国・県の責任を認める。4月7日、被告控訴。	1	314

熊本,新潟水俣病 年表(6)

1993	平成	5	8	10	細川首相初会場で、国の立場では和解の席につけないと語る。	1	315
1993	平成	5	8	31	政府、チツソ支援債106億円発行をきめる。	1	316
1993	平成	5	10		全国連、チツソ支援条件に国・県の責任不問の意向示す。	1	317
1993	平成	5	11	26	熊本水俣病京都訴訟判決(46人中33人に損害賠償、国・県の責任を認める。原告・被告双方控訴)	2	318
1993	平成	5	11		社会党、水俣病問題の即時解決(行政責任問わず和解する)案まとめる。	1	319
1993	平成	5	12	6	連立与党合同幹事会、水俣病の政治決着の方針きめる。	1	320
1993	平成	5	12	9	連立与党「水俣病に関するプロジェクトチーム」発足。	1	321
1994	平成	6	5	1	吉井正澄水俣市長水俣病犠牲者慰霊祭で、対策の不十分などを謝罪。	1	322
1994	平成	6	6	30	村山内閣発足。	1	323
1994	平成	6	7	11	熊本水俣病関西訴訟判決(60人中42人に損害賠償、国・県の責任は否認。原告、チツソ控訴)	2	324
1994	平成	6	9	9	政府、チツソ金融支援策を了承。チツソの金利負担軽減、地域振興基金からの設備資金融資、国が基金へ財政措置など。	1	325
1994	平成	6			水俣病問題早期解決要望書(県内全市町村長署名、111市町村議会採択)	2	326
1995	平成	7	2	23	連立与党、「与党水俣病問題対策会議」を設置	2	327
1995	平成	7	3	10	与党水俣病問題対策会議、国家賠償法上の責任不問、一時金、救済対象など大筋決定。	1	328
1995	平成	7	3	31	水俣病総合対策医療事業申請受付終了	2	329
1995	平成	7	6	21	与党3党、解決案の主として救済対象について合意。4肢末梢優位の感覚障害ある総合対策医療事業者、あらたにそれと同様と判定された人など。	1	330
1995	平成	7	8	21	環境庁と県、調整案(解決策原案)を患者団体・原因企業に提示。	1	331
1995	平成	7	9	28	政府与党、水俣病最終解決案を決定。以後各団体解決案受諾を決める。	1	332
1995	平成	7	11	25	新潟水俣病共闘会議と昭和電工、熊本案に沿うことで合意	2	333
1995	平成	7	12	11	新潟水俣病被害者の会・共闘会議と昭和電工、解決協定を締結	2	334
1995	平成	7	12	15	<b>閣議、水俣病解決策を了承、首相談話で遺憾の意表明(第一次政治決着)。</b>	1	335
1995	平成	7	12	20	福島議二熊本県知事、県議会で遺憾の意表明。	1	336
1996	平成	8	1	5	大島環境庁長官、総合対策医療事業の申請受付再開を発表	2	337
1996	平成	8	1	22	総合対策医療事業の申請受付再開(～7月1日) このあと判定検討会の判定により、医療手帳交付・チツソ一時金支払い続く	1	338
1996	平成	8	2	23	新潟水俣病第2次訴訟第1陣、東京高裁で和解成立	2	339
1996	平成	8	2	27	新潟水俣病第2次訴訟第2陣～第8陣、新潟地裁で和解成立	2	340
1996	平成	8	5	22	熊本水俣病第3次訴訟第1陣及び福岡、熊本、東京、京都で係争していた訴訟、チツソと和解成立し国、熊本県に対する訴えを取り下げ	2	341
1996	平成	8	6	2	熊本水俣病関西訴訟原告団、水俣の行政責任を問うため訴訟継続を確認	2	342
1997	平成	9	3	7	鹿児島県、総合対策医療事業対象者判定終了と発表。	1	343
1997	平成	9	3	17	熊本県、総合対策医療事業者判定終了と発表。	1	344
1997	平成	9	5	14	新潟水俣病被害者の会、「新画家水俣病被害者の会環境賞」を創設	2	345
1997	平成	9	7	29	福島熊本県知事、水俣湾について安全宣言。仕切網撤去へ。	1	346
1998	平成	10	2	12	フィリピンで「日本・フィリピン水俣病経験の普及啓発セミナー」が開催、新潟県からも被害者の会や県の担当者らが参加	2	347
1998	平成	10	9		日本精神神経学会「研究棟人権問題委員会水俣病問題小委員会」判断条件は医学的に誤りと指摘。翌年、岡嶋透らが同学会誌に反論を掲載	1	348
1999	平成	11	1		新潟水俣病の教訓を活かした事業「環境再生啓発施設整備」の基本計画書を策定	2	349
1999	平成	11	6		チツソに対する金融支援策本策を閣議了解	1	350
2000	平成	12	4		「新潟県立環境と人間のふれあい館」建築工事着工(2001.1 建築工事完了、2001.3 展示工事完了)	2	351
2000	平成	12			鹿児島県の胎児性患者2名が新しく認定される	1	352
2001	平成	13	3	7	ベトナムで「日本・ベトナム水俣病経験の普及啓発セミナー」が開催、新潟県からも被害者の会や県の担当者らが参加	2	353
2001	平成	13	4	27	熊本水俣病関西訴訟大阪高裁判決(51人に損害賠償、国・熊本県の責任を認定。チツソは上告せず、国・熊本県が上告)	2	354
2001	平成	13	8	1	「新潟県立環境と人間のふれあい館」開館	2	355
2001	平成	13	2	13	待たせ賃訴訟、最高裁で上告破棄 原告の主張を認めず 原告敗訴確定	1	356
2002	平成	14	3		新潟県、「新潟水俣病のあらまし」、小学校教育副読本「未来へ語りついで～新潟水俣病が教えてくれたもの～」を発行	2	357
2004	平成	16	10	15	熊本水俣病関西訴訟最高裁判決(国・熊本県の責任を認定、国・熊本県の敗訴が確定)	2	358
2005	平成	18	2	22	水俣病不知火患者会が、県、国及びチツソ(株)を相手に損害賠償訴訟を提起(第4陣)	1	359
2005	平成	17	4	7	環境省「今後の水俣病対策について」を発表	2	360
2005	平成	17	6	6	泉田新潟県知事は、新潟水俣病公式確認から40年を契機に、「ふるさとの環境づくり宣言」を発表	2	361
2005	平成	17	6	12	新潟水俣病被害者の会、新潟水俣病共闘会議は「新潟水俣病40年記念の集い」を開催し、「阿賀よ伝えて—103人が語る新潟水俣病」を発刊	2	362
2005	平成	19	8	28	水俣病不知火患者会損害賠償訴訟(第9陣)原告計1379人に	1	363
2005	平成	17	10	3	不知火患者会・未認定患者第4陣まで876人、水俣病確認と補償請求訴訟	1	364
2005	平成	18	10	3	水俣病不知火患者会が、県、国及びチツソ(株)を相手に損害賠償訴訟を提起(第4陣)	1	365
2005	平成	17	10	13	水俣病総合対策事業における保健手帳の申請受付を再開	2	366
2005	平成	17	8.20～8.28		新潟県主催で新潟水俣病40年記念事業「阿賀ルネサンス」を開催	2	367
2006	平成	18	4	15	医師弁護士グループ、共通診断書新基準決定	1	368
2006	平成	18	5	1	水俣病50周年慰霊式	1	369
2006	平成	18	5	10	公害健康被害補償不服審査会が、不服審査請求に対し、新潟市の棄却処分を取り消す裁判	2	370
2006	平成	18	9	19	国の「水俣病問題に係る懇談会」が環境大臣に提言書を提出。内容は、「いのちの安全」の危機管理体制、被害者の苦しみを償う制度づくり、「環境・福祉先進モデル地域」の構築など。環境省に水俣病発生地域環境福祉推進室が発足(9.21)	2	371
2006	平成	18	10	2	未認定の水俣病被害者を対象に医療費の自己負担分を全額給付する新保健手帳の交付者が熊本、鹿児島両県で計5千人を超えた	1	372
2006	平成	18	10	14	環境と人間のふれあい館来館者が20万人を突破	2	373
2006	平成	18	10	21	環境と人間のふれあい館開館5周年事業として記念講演会を開催	2	374
2006	平成	18	11	11	宇井純死去74歳	1	375
2006	平成	18	11	15	石牟礼道子『苦海浄土』3部作の第2部『神々の村』藤原書店から単行本刊行	1	376
2006	平成	18	11	17	窒素が2006上半期最高益、売上751億円、経常利益52億円、水俣病補償37億円を引いて純益15億円	1	377

熊本,新潟水俣病 年表(7)

2006	平成	18	11	21	水俣病不知火患者会損害賠償訴訟で国は水質2法不適用、県は漁獲禁止措置を執らなかつたことの被害拡大責任を認める方向		
2006	平成	18	11	25	窒素が2005.10.03損害賠償請求提訴に時効主張	1	379
2007	平成	19	2	8	泉田知事、新潟水俣病問題の包括的な検証と今後のもやい直しの取組みについて助言を得るため、「新潟水俣病に係る懇談会」を発足	2	380
2007	平成	19	3	7	関西訴訟最高裁判決以後、初めて認定審査会を開催。2名を認定	2	381
2007	平成	19	3	11	熊本で水俣病認定審査会8年ぶり再開、緒方正美(48)認定された	1	382
2007	平成	19	3	14	新潟で水俣病認定審査会5年ぶり再開、2名が22年ぶりに認定された	1	383
2007	平成	19	3	27	水俣病関西訴訟勝訴者(女性81)が不認定不服審査で認定棄却された		384
2007	平成	18	4	17	水俣病不知火患者会が、県、国及びチッソ(株)を相手に損害賠償訴訟を提起(第5陣)	1	385
2007	平成	19	4	27	新潟水俣病の未認定患者12人、国・県・昭和電工を相手取り、新潟地裁に提訴 新潟水俣病第3次訴訟	2	386
2007	平成	19	5	18	関西訴訟原告団長川上敏行夫妻、熊本で関西訴訟最高裁判決不作為違法確認提訴	1	387
2007	平成	19	6	23	新潟水俣病阿賀野患者会結成	2	388
2007	平成	19	9	22	与党プロジェクトチームの未認定患者救済案,1995決着同水準証明患者200万円+療養費、その他一律50万円+療養費	1	389
2007	平成	19	10	11	水俣病被害者互助会の9名がチッソや国、県を相手取り熊本地裁に損害賠償請求提訴。関西訴訟最高裁判決後5件目提訴(2014.3.31地裁判決) <b>第二世代訴訟</b>	3	390
2008	平成	20	3	21	「新潟水俣病問題に係る懇談会」が「最終提言書」を取りまとめ、泉田新潟県知事に提言(3.25)	2	391
2008	平成	20	10	10	新潟県、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定	2	392
2009	平成	21	4	1	新潟県、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行。「新潟水俣病福祉手当」(月額7,000円)の支給を開始	2	393
2009	平成	21	6	12	新潟水俣病の被害者26人、認定患者1人が国・昭和電工を相手取り、新潟地裁に提訴 —ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟—	2	394
2009	平成	21	7	8	<b>与党と民主党が個別法案を共同修正した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が参議院で可決成立。公布・施行(7.15)</b>	2	395
2010	平成	22	3	29	水俣病不知火患者会の訴訟で、和解合意	1	396
2010	平成	22	4	16	水俣病救済策、閣議決定(国の基準では水俣病と認められない被害者らに一時的な支給する新たな救済策:「第二の政治決着」)	1	397
2010	平成	22	4	28	昭和電工が、初めて新潟水俣病第四次訴訟の原告らとの協議に応じる	1	398
2010	平成	22	5	1	鳩山首相が、水俣市での犠牲者異例式に歴代首相として初めて出席し、新潟水俣病にも言及して謝罪	1	399
2010	平成	22	5	1	<b>「水俣病救済特別措置法」に基づく給付申請の受付を開始</b>	2	400
2010	平成	22	7	16	大阪地裁判決,1977年の認定基準を否定 「水俣病の現行の認定基準は、医学的な根拠がない」	1	401
2010	平成	22	8	31	新潟県、「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために…新潟水俣病教師用指導資料集」を発行	2	402
2011	平成	23	3	3	ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟、新潟地裁で正式に和解が成立	2	403
2011	平成	23	3	23	水俣病出水の会(鹿児島県出水市)、水俣病被害者芦北の会(熊本県津奈木町)、水俣病被害者獅子島の会(鹿児島県長島町)の3団体が、原因企業のチッソと紛争終結の協定を結ぶ	2	404
2011	平成	23	3	28	ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟(水俣病不知火患者会)、全て和解が成立(24日東京地裁、25日熊本地裁、28日大阪地裁)	2	405
2011	平成	23	3	31	水俣病の原因企業チッソ(本社・東京)、子会社JNCIに液晶生産などすべての営利事業を譲渡。分社化で4月1日からは水俣病被害者への補償や公的債務返済の業務に特化した会社として存続 <b>チッソ分社化</b>	2	406
2011	平成	23	9	1	新潟水俣病第3次訴訟原告らが患者団体「新潟水俣病患者会」を設立	2	407
2012	平成	24	2	3	政府、「水俣病救済特別措置法」に基づく救済策の申請期限を7月31日に決めたと発表	2	408
2012	平成	24	2	3	Fさん訴訟(大阪府に住む関西訴訟勝訴原告の遺族が熊本県に水俣病の行政認定を請求した訴訟)で大阪高裁は認定するよう命じた大阪地裁判決を取り消し、行政認定しない昭和52年基準は妥当と判定 原告は上告	3	409
2012	平成	24	6	11	胎児性水俣病など水俣病研究に取り組んできた原田正純氏(元熊本学園大学教授)が死去	2	410
2012	平成	24	7	31	<b>「水俣病救済特別措置法」に基づく給付申請の受付が終了</b>	2	411
2012	平成	24	8	3	環境省、「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」を発表	2	412
2012	平成	24	8	30	新潟県、7月末で締め切られた「水俣病救済特別措置法」に基づく給付申請数が累計で2,108人だったと発表。熊本県は42,961人、鹿児島県は20,082人と発表。3県の合計で65,151人が申請	2	413
2012	平成	24	9	11	浦島都夫熊本県知事が10、11の両日、水俣市や芦北町、津奈木町を訪れ、水俣病患者やその家族と意見交換	1	414
2012	平成	24	9	11	水俣病被害市民の会(坂本龍虹代表)は浦島都夫熊本県知事に対し、認定制度の広報徹底や申請窓口の充実などを求める申入書を送る	1	415
2012	平成	24	9	12	水俣病被害者救済策で「非該当」と判定された申請者からの異議申し立てを、伊藤祐一郎鹿児島県知事は受け付けるかどうかを県独自で判断する考えを示す。環境相は「判定は行政処分当たらない」という見解	1	416
2012	平成	24	9	26	上天草市議会は水俣病樋島地区被害者の会から出されていた「交通支援費の実現を県に呼び掛けてほしい」という内容の陳情を採択	1	417
2012	平成	24	9	26	浦島都夫熊本県知事が水俣病救済策をめぐる、「非該当」とされた申請者の異議申し立てを認めない見解を示す	1	418
2012	平成	24	10	22	熊本地裁で水俣病被害者互助会9人の訴訟の第27回口頭弁論が行われた。進行協議にて来年1月28日以降の弁論で原告9人の本人尋問が決定。弁論で被告側は除斥期間を繰返し主張。原告側は水俣病被害者救済法に基づく救済を挙げ、被告側の訴えに理がないとする立場を強調	1	419
2012	平成	24	11	14	水俣病被害者救済策で、チッソから一時金210万円を受け取った人が10月までに2万3365人に上ることが、同社の9月中間決算から判明。救済率は申請者の7割前後とみられる。4月から9月に計32億6900万円余りの一時金を給付し、10月には6億5700万円余りを給付	1	420
2012	平成	24	11	14	鹿児島県は水俣病救済策で「非該当」と判定された申請者の異議申し立てを認めない方針を示す。「県に処分権限が与えられているとまでは認められない」という見解	1	421
2012	平成	24	11	28	救済策で「該当しない」との判定を不服として上天草市などの住民32人が県に異議申し立て。これを含め異議申し立てをする人は熊本で101人、鹿児島で73人、新潟で3人	1	422
2012	平成	24	11	30	新潟県内の患者団体が改めて新救済策の異議申し立てを受理するよう求める	1	423
2012	平成	24	11	30	国と熊本県が、一時金を給付する救済策の原資としてチッソに約165億6千万円を追加で貸し付ける方針を発表	1	424
2012	平成	24	12	19	鹿児島県で被害者救済策で「非該当」と判定された23人が県に異議申し立て。県への異議申し立ては98人	1	425
2012	平成	24	12	26	熊本県水俣病認定審査会で審査した認定申請者23人中21人の申請を棄却したと県が発表。2人は再検査が必要として、審査会が県への答申を保留	1	426
2013	平成	25	1	11	公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定を熊本県に求め、結果を待つ人の数が昨年末で208人となったことを県が発表	1	427
2013	平成	25	1	19	水銀による環境汚染や健康被害を防ぐ条約制定に向けたジュネーブでの政府間交渉において、条約名称が「水銀に関する水俣条約」に決定	2	428
2013	平成	25	1	21	溝口秋生さんらは熊本県庁を訪れ、最高裁の上告取り下げを求めて1871人の署名を提出。県水俣病審査課の高山寿一郎課長は「最高裁の判断を仰ぎたい」として上告取り下げには応じない姿勢を示す	1	429

熊本,新潟水俣病 年表(8)

2013	平成	25	1	28	水俣病救済判定作業が想定を超える多数の申請により、国が予定した4月末より大幅に遅れ、結果の確定が秋ごろにずれこむ可能性	1	430
2013	平成	25	2	19	水俣病被害補償法に基づき救済策を申請したものの対象外とされた人からの意義について、熊本、鹿児島両県は申し立てを却下する方針を正式に決定。新潟県は「専門家の意見を聞き対応を検討する」としている	1	431
2013	平成	25	2	27	大阪の女性(87)が同県に水俣病の行政認定を求めている訴訟で、環境相が証言を要請した医師に対し、女性を水俣病と認めなかったのは妥当だと虚偽の証言をするよう繰り返し求めていたことが分かった。斎藤健環境政務官は否定	1	432
2013	平成	25	3	3	<b>水俣病不知火患者会が救済策を巡り初の訴訟を起こすことを正式に決定</b>	1	433
2013	平成	25	3	6	水俣病被害者救済法に基づく救済策を申請したが「対象外」と判定された人の異議申し立てについて、新潟県は受理して審理を始める方針を決定	1	434
2013	平成	25	4	16	福岡高裁に提訴され被告(県)の上告により最高裁で審議されていた溝口チエ訴訟は被告(県)の上告棄却、またFさん訴訟は2012.4大阪高裁判決を破棄、高裁差し戻しにより、最高裁は感覚障害等単独症状でも個別認定の余地ありとする判断を示した。	1	435
2013	平成	25	4	26	環境省は基準自体は改めず、症状の組み合わせがない場合に「多角的、総合的な判断」をするための運用の在り方を具体的に示す方針。検作業には熊本県も参加する意向	1	436
2013	平成	25	5	2	大阪府豊中市の女性が熊本県に水俣病の患者認定を求めた訴訟で、差し戻しの最高裁判決を受け、熊本県がこの女性を患者認定する方針を決める	1	437
2013	平成	25	5	14	チッソが3月末までに、計2万7770人に一時金210万円を給付したことが分かる	1	438
2013	平成	25	6	20	不知火患者会 救済策に申請したが対象外とされた48人が、国、熊本県、チッソに1人450万円の損害賠償を求め熊本地裁に提訴	1	439
2013	平成	25	6	27	大阪府豊中市の女性について、チッソは過去に別の訴訟で賠償金を支払ったことを理由に追加補償をしない考え	1	440
2013	平成	25	7	29	関西訴訟で賠償を受けた患者が協定に基づく補償金を求めた訴訟で、最高裁第二小法廷は、患者側の上告の棄却を決定、患者側の敗訴が確定	1	441
2013	平成	25	9	13	救済策を申請し対象外と判定された人の意義申し立てを受理していた新潟県は、審理を始めることと発表	1	442
2013	平成	25	9	27	新潟水俣病被害の損害賠償を求めて国と県、昭和電工を相手取った第3次訴訟で初めての本人尋問	1	443
2013	平成	25	9	30	不知火患者会 救済策の対象外とされた人ら計132人が第2陣として提訴、年内に第3陣約300人が追加提訴の予定	1	444
2013	平成	25	10	10	熊本市で開催されたUNEP外交会合で水銀の輸出入排出等を包括的に規制する水俣条約を採択 日本政府は3年間、20億ドル支援拠出	1	445
2013	平成	25	10	26~28	両陛下、水俣市訪問、水俣病患者等と懇談	1	446
2013	平成	25	11	1	公害健康被害補償不服審査会、熊本県が下田良雄(水俣市)の認定申請の棄却を取り消す判決 4月の最高裁判決後の最初の判断 感覚障害だけ、かつ対象外だった山間部出身でも認定されることになり、熊本県も11.01認定	1	447
2013	平成	25	11	20	チッソ、認定された下田良雄さんに対する補償協定を拒否	1	448
2013	平成	25	11	22	チッソ、拒否を撤回、下田良雄さんと補償協定を結ぶと発表	1	449
2013	平成	25	12	3	新潟水俣病認定棄却患者6名、新潟市を相手に認定棄却取り消しと認定義務付け請求訴訟提訴	3	450
2013	平成	25	12	11	新潟水俣病未救済患者22名、国、昭和電工に賠償請求 ノーモア・ミナマタ新潟2次訴訟(民事・国賠)提訴	3	451
2013	平成	25	12	26	水俣不知火患者会、チッソ賠償請求訴訟第3陣45人提訴、原告325人に	3	452
2013	平成	25	12	23	熊本県の蒲島郁夫知事は単独症状でも認定するべきとの最高裁判決から8か月、認定要件を変えようとしなかった環境省を批判、県が実施している認定業務を返上し国が認定審査を行うよう求めた。新潟県の泉田知事は最高裁判決に沿った認定審査を県が独自に行う準備を進めていると表明。	3	453
2013	平成	25	12	27	熊本地裁、水俣病患者芦北の会(約290人)会員が同会会長に対しチッソから受けた団体加算金1億6千万円の一人20万円の分配金を頭割りの60万円にするよう追加配分を請求した訴訟判決、原告請求棄却	3	454
2014	平成	26	1	12	環境省は最高裁判決を受け、複数の症状がなくてもメチル水銀との因果関係が認められれば感覚障害だけでも水俣病患者と認定する方針を固めた。しかし基準の変更ではなく補正とし、新たな通知案は魚介類の摂取状況、居住地等生活歴を審査の留意点としており認定の拡大につながるか疑問とされ、患者団体は憤りを表明した 熊本県の蒲島知事は公健法不服審査会等の判断と矛盾しない運用指針を要望したが、そつものではない	3	455
2014	平成	26	1	17	新潟水俣病共闘会議は環境省通知の撤回を求める声明を発表	3	456
2014	平成	26	1	22	水俣病認定不服審査の口頭審理が5年ぶりに大阪で開かれた 申請者は水俣市出身、和泉市在住.73才、2003年に不服審査請求	3	457
2014	平成	26	1	28	水俣病患者互助会熊本地裁訴訟、結審 提訴から6年3か月 3月24日 判決予定(最終的には3月31日に延期)	3	458
2014	平成	26	2	5	認定申請中の佐藤英樹、国が準備している新指針を関係県に通知しないよう求める訴訟を東京地裁に提訴 この佐藤氏は互助会第二世代訴訟8名の原告団長	3	459
2014	平成	26	2	13	熊本県天草市の安田公寛市長は特措法の対象地域を見直しが必要との認識を市議会で示した	3	460
2014	平成	26	2	13	公健法に基づく水俣病患者認定を熊本県に申請し審査結果待ちの人が1月末で517人と県が発表 2010年7月末には4529人いたが2012年12月末には2081人まで減少していた	3	461
2014	平成	26	2	14	特措法でチッソが一時金を支給した人は2013年末時点で29820人 2月13日のチッソ決算発表で判明	3	462
2014	平成	26	2	14	水俣不知火患者会原告325人の口頭弁論が熊本地裁であり第3陣原告、患者2名が意見陳述	3	463
2014	平成	26	2	19	熊本県の認定審査を国に返上する意向に対し、環境省は国が臨時水俣病審査会(臨水審)を設置する方針を県に伝えた 臨水審では不服申請はできないとされ、臨水審への申請者が大出するか疑問視する意見もあり、新潟県・市では独自審査を実施する	3	464
2014	平成	26	2	19	2月5日提訴の環境省新通知をしないように求めた訴訟に対し国と熊本県は申し立ての却下を求める意見書を東京地裁に提出した	3	465
2014	平成	26	2	19	被害者支援団体、ノーモア・ミナマタ被害者・弁護士全国連絡会議は環境省に新認定基準の運用指針について、「患者切り捨ての方針を固守するもの」と批判し、意見書を提出	3	466
2014	平成	26	2	21	水俣病不知火患者会終正一復会長らが熊本県に認定基準の抜本的見直しを国に求めること、公健法に基づく補償の検証に被害者団体も参加させること等を求める文書を県知事あてに提出 基準が従来と変わらず不服申請が認められない臨水審への申請はありえないとの見解も示した	3	467
2014	平成	26	3	1	語り部、杉本栄子(2008年に69才死去)の記録映画、「のさり 杉本栄子の遺言」西山正啓監督が完成、7回忌に上映	3	468
2014	平成	26	3	7	<b>環境省は認定新指針を関係県に通知 感覚障害だけでも認定するが因果関係の確認事項として魚介類の多食、入手方法、有機水銀の体内濃度、発生地域の居住歴、家族歴、職業歴など確認を求めており、専門家は認定の幅は広がらないと指摘</b>	3	469
2014	平成	26	3	7	最高裁長官、竹崎博允後任に寺田逸郎氏指名 寺田氏は2913年4月に認定対象拡大判決を出した裁判長 (患者側から順当人事として歓迎された)	3	470
2014	平成	26	3	20	関西訴訟で勝訴、熊本県に認定された患者、川上敏行(東大阪市在住)、関西訴訟原告団長は公害健康被害補償法に基づく補償給付(訴訟による賠償金の二倍以上)を請求して熊本地裁に提訴	3	471
2014	平成	26	3	28	溝口秋夫と弁護士は環境省新通知撤回請求、抗議文を石原環境相に提出	3	472



## 熊本,新潟水俣病 年表(9)

2014	平成	26	3	31	水俣病被害者互助会第二世代訴訟・熊本地裁判決 国、県の責任を認めるも8人中3人だけ認定 重度障害のOさんは1.5億円、家族の暴露が確認できる2名も認定 他は棄却 全体方針と実際の認定にずれがある 双方(国、県、窒素、原告)控訴	3	473
2014	平成	26	4	1	3月31日に判決が出た原告8人のうち満額補償金を得た1人を除く7人が控訴を決定	3	474
2014	平成	26	4	2	3月31日に判決が出た原告と支援者等が環境省を訪問、謝罪請求、石原伸晃環境相あて要望書提出 環境省の謝罪なし	3	475
2014	平成	26	4	3	3月31日に判決が出た水俣病患者互助会会員がチッソ本社(東京)を訪問、森田美智男社長あて要望書提出 チッソは原告団に謝罪	3	476
2014	平成	26	4	3	水俣病不知火患者会4陣105名提訴、計430人に	3	477
2014	平成	26	4	8	3月31日に判決が出た裁判で国と熊本県は福岡高裁へ控訴 同日、原告8人(うち1人は請求通り1億500万円支給判決)も控訴	3	478
2014	平成	26	4	8	3月31日に判決が出た裁判でチッソも福岡高裁へ控訴 原告被告とも控訴	3	479
2014	平成	26	4	14	不知火患者会訴訟(原告325人)、熊本地裁で口頭弁論	3	480
2014	平成	26	4	17	水俣病被害者4団体 会社法関連法案の維新の党修正案(チッソの子会社JNC売却に株主総会2/3以上の特別決議を不要とする除外規定)に断固反対声明	3	481
2014	平成	26	4	26	臨時水俣病認定審査会(臨水審)12年ぶり開催(最高裁判決後、熊本県審査結果を国の不服審査会で覆されたことから県が審査を返上したため、国が審査会を開催 新潟県・市は独自審査を実施中)	3	482
2014	平成	26	5	1	水俣で公式確認58年目の犠牲者慰霊祭 約750人参列 祈りの言葉を述べる語り部は川本愛一郎(輝夫・長男)	3	483
2014	平成	26	5	2	新潟県・市、水俣病認定審査会開催(最高裁判決後初開催) 環境省通知によらず客観資料を提出できない場合も審査対象にする方針 患者審査は次回から	3	484
2014	平成	26	5	14	大石利生・水俣病不知火患者会会長が参院法務委員会で参考意見陳述 会社法改正法案においてチッソの子会社JNC売却に株主総会2/3以上の特別決議を不要とする除外規定について反対、慎重な検討を求めた(すでに衆院本会議議決)	3	485
2014	平成	26	5	15	新潟市内の被害者手帳の姉妹が新潟市に公健法の水俣病認定を申請	3	486
2014	平成	26	5	16	佐藤英樹被害者互助会会長は国と県に食品衛生法に基づく被害実態調査と違法性の確認を求める行政訴訟を東京地裁で提訴	3	487
2014	平成	26	7	7	臨水審、熊本、鹿児島両県の4人認定申請を棄却 国の新指針後初の判断	3	488
2014	平成	26	7	8	環境省は水俣病治療法研究調査を開始すると発表	3	489
2014	平成	26	7	15	特措法の対象と認定されなかった不知火海患者会、第5陣115人が追加提訴 チッソ、国、熊本県に1人450万円の損害賠償請求訴訟を熊本地裁で提訴	3	490
2014	平成	26	8	1	特措法の対象と認定されなかった関西、四国等の男女20人がチッソ、国、熊本県に1人450万円の損害賠償請求訴訟を大阪地裁で提訴予定	3	491
2014	平成	26	8	12	特措法の対象と認定されなかった関東の男女18人がチッソ、国、熊本県に1人450万円の損害賠償請求訴訟を東京地裁で提訴	3	492
2014	平成	26	8	29	環境省は特措法一時金給付対象者が32244人、熊本県19306人、鹿児島県11127人、新潟県1811人、医療費のみ6千人余 審査対象は47906人、9649人が対象外、(別の新聞記事では特措法申請者は63043人、一時金申請者は46248人)	3	493
2014	平成	26	9	1	新潟水俣病損害賠償請求訴訟(新潟、東京、埼玉32人原告)の第二回口頭弁論で原告側が「1961年までに規制をしなかったのは違法」と主張したのに対し、国側は新潟県が水俣病発生を公表したのは1965年で、1961年以前は直ちに規制しなければならない危機的常用ではなかったと反論	3	494
2014	平成	26	9	8	超党派国会議員、「水俣病被害者と歩む国会議員連絡会」4名が水俣を視察	3	495
2014	平成	26	9	18	7月に臨水審で棄却された2名が処分を不服として異議申し立て判明 熊本、鹿児島両県の男女4人のうち2人	3	496
2014	平成	26	9	25	水俣不知火患者会、チッソ賠償請求訴訟第6陣65人提訴、原告610人に 提訴希望者を合わせ1300人超	3	497
2014	平成	26	9	29	特措法対象地域外、未救済19人が国、県、窒素に提訴 大阪地裁	3	498
2014	平成	26	10	23	日弁連、患者4団体、望月環境相に認定制度是正、基準見直し意見書提出	3	499
2014	平成	26	10	23,24	熊本、鹿児島に住む447人が集団検診、特措法非該当147人中145人に感覚障害、未申請259人中250名、不明41人中39名に感覚障害、不知火患者の会等の実行委員会が発表(実行委員長は藤野紘)	3	500
2014	平成	26	10	26	環境省、10月15日の公健法臨時認定審査会の結果、熊本県男女9名中、8名を棄却、1人追加調査保留と発表	3	501
2014	平成	26	12	8	関西訴訟原告で賠償金650万円を得た後、熊本県から水俣病と認定された関西の患者2名の遺族がチッソに協定に基づき補償金(1600~1800万円)支払い請求訴訟提訴 大阪地裁	3	502
2014	平成	26	12	15	鹿児島県、国の新指針後、初の患者認定1名 出水市の60代男性	3	503
2015	平成	27	1	13	熊本県、公健法患者認定申請者数が2014年12月末で893人になったと発表 12月に117人が新規申請	3	504
2015	平成	27	1	26	環境省はチッソの熊本県債942億円の返却を4年間猶予する方針(熊本県議会説明)	3	505
2015	平成	27	2	6	水俣病近畿訴訟、原告19人がチッソと国、熊本県に損害賠償を求める裁判の第1回口頭弁論 大阪地裁で開催	3	506
2015	平成	27	2	9	水俣病患者等(6患者、被害者団体共同)が川内原発再稼働反対を宮殿に申し入れ 車椅子使用者は介護なしで避難できないと主張	3	507
2015	平成	27	2	12	水俣病訴訟全国連合会 結成 原告団総勢839人 不知火患者会熊本742人、東京32人、大阪19人、新潟水俣病阿賀野患者会46人	3	508
2015	平成	27	2	13	熊本、鹿児島出身、関東在住、特措法未救済患者18名がチッソと国、県に損害賠償を求めている訴訟 対象地域外、未救済19人が国、県、窒素に提訴 東京地裁で第一回口頭弁論開催	3	509
2015	平成	27	2	26	水俣病補償の地位確認訴訟(原告患者遺族2名)第一回口頭弁論、大阪地裁で開催 チッソは棄却を請求	3	510
2015	平成	27	3	13	鹿児島県、対象外だった1969年12月以降に生まれた2人に対し一時金もしくは医療費給付対象としたと発表。熊本県も2014年8月、1969年12月以降生まれの4人を救済策対象にしている	3	511
2015	平成	27	3	17	出水市出身、埼玉県在住の男性(62)は医療費自己負担分が無料になる水俣病手帳の交付を受けていたが、水俣病が原因で失業した(元タクシー運転手)としてチッソ、国、熊本県に440万円の損害賠償を求め提訴(国は2010年4月、一時金や手帳を受けた被害者は裁判で補償請求できないと閣議決定している)	3	512
	平成	27	3	23	未認定患者11名が国県昭和電工に損害賠償を求めた裁判判決 7人の症状を水俣病と認め、昭和電工に330万から440万円の賠償支払いを命じた 国、県の責任は認めず	3	513
2015	平成	27	3	24	昭和電工は未認定患者11名が国県昭和電工に損害賠償を求めた裁判で総額2420万円の賠償を命じた新潟地裁判決を不服として東京高裁に控訴	3	514
2015	平成	27	4	7	水俣病被害者救済法一時金210万円を収入として生活保護を打ち切られた鹿児島県出水市の男性3名が敗訴 鹿児島地裁 訴えを却下(控訴審も却下.2016.1.15)	3	515
2015	平成	27	4	21	新潟水俣病5次訴訟、16人が新潟地裁に追加提訴、原告は76人になった	3	516
2015	平成	27	4	30	水俣病国賠訴訟、第8陣259人追加提訴、原告1001人	3	517
2015	平成	27	5	28	新潟県の救済認定を受け、昭和電工は3名に一時金210万円を支払う(熊本、鹿児島両県では229件の意義申し立に対し国の方針に従いすべて却下)	3	518
2015	平成	27	5	30	新潟水俣病公式確認50周年 新潟市内で式典開催	3	519

熊本,新潟水俣病 年表(10)

2015	平成	27	6	25	東京高裁、2014年3月の環境省患者認定新基準の取り消しを求めた控訴審(原告、佐藤英樹、被害者互助会会長)の訴えを、通知は取り消しの対象となる行政処分ではないとの理由から却下、控訴を棄却	3	520
2015	平成	27	7	2	環境省は公健法、臨時美馬俣病認定審査会(臨水審)の結果熊本県の男女10人すべて棄却と発表	3	521
2015	平成	27	7	12	熊本県は県が実施する公健法認定審査会を7月12日に再開(2013年4月の最高裁判決は感覚障害だけでも水俣病と認定すべきとしたが、環境省は2014年3月運用指針を関係自治体に通知、認定の幅は広がっていない)	3	522
2015	平成	27	8	25	特措法一時金210万円支給対象19306人(申請者27960人の69%)、うち対象地域外は3076人だった 1969年11月末以降の生まれの人は4人だけ 県の集計結果発表	3	523
2015	平成	27	9	2	新潟水俣病5次訴訟、15人が新潟地裁に追加提訴、原告は103人になった	3	524
2015	平成	27	9	7	熊本県は県内の水俣病認定について30人棄却、5人保留と公表 2012年12月以来 2年9か月ぶりの処分 9月4日時点で1173人が審査待ち	3	525
2015	平成	27	9	7	大戸迫智(50才)水俣市生、原田正純が胎児性水俣病の疑いと診断し2007年2度目の申請、最高裁判決後も認定されず、家族に認定患者がいないこと、漁業従事歴がないことなどから2015年9月7日の処分で却下された	3	526
2015	平成	27	9	7	岡山大津田敏秀教授、国と熊本県、鹿児島県に食品衛生法に基づく調査請求訴訟を東京地裁に提訴	3	527
2015	平成	27	9	15	新潟県と新潟市は新たに2人を認定、6人棄却 2013年4月の最高裁判決後初めての認定審査(水俣支援ニュースNO79では9.09、訴訟一覧では9.17)	3	528
2015	平成	27	9	20	不知火海患者会、出水市集団検診87人中97%84人に症状、うち62人はいずれも申請手続きなし 特措法指定対象地域外住民53人	3	529
2015	平成	27	10	15	未認定患者7人が熊本、鹿児島両県に認定請求訴訟提訴 この原告は国と熊本県、チツコに損害賠償を求めている福岡高裁係争中の水俣病被害者互助会9名のうち水俣市や出水市在住の7名	3	530
2015	平成	27	10	15	新潟水俣病3次訴訟、控訴審、東京高裁で開始 国と新潟県、昭和電工に1人1200万円賠償請求 地裁判決では同居家族に認定患者がいた7名だけ認定、国と県の責任を認めず	3	531
2015	平成	27	11	30	熊本県、新たに1人認定、20人棄却 鹿児島県を含め累計2278人認定	3	532
2015	平成	27	12	21	熊本、鹿児島両県が患者認定処分を長期間しないのは違法とする裁判(原告・未認定患者7名)第一回口頭弁論、熊本地裁で開催	3	533
2015	平成	27	12	22	環境省は公健法、臨時美馬俣病認定審査会(臨水審)の結果熊本県9人、鹿児島県1人、計10人棄却と発表	3	534
2016	平成	28	1	15	水俣病被害者救済法一時金210万円を収入として生活保護を打ち切られた鹿児島県出水市の男性3名が敗訴 福岡高裁宮崎支部判決	3	535
2016	平成	28	1	18	熊本県は県内の水俣病認定申請者が2014年末で1249人になったと公表	3	536
2016	平成	28	1	20	民家医師団調査 救済対象地域外の天草市河浦町住民206人中、108人調査 75.9%、82人に感覚障害	3	537
2016	平成	28	1	27	食中毒被害調査請求訴訟、東京地裁で却下 佐藤英樹原告、山口紀洋弁護士は控訴する方針	3	538
2016	平成	28	2	13	熊本県、公健法、水俣病認定申請者1261人になった 2015年1月新たに13名申請、1名死亡失効	3	539
2016	平成	28	2	15	熊本県、鹿児島県 新たに1人ずつ認定	3	540
2016	平成	28	3	24	新潟水俣病 新たに1人認定、6人棄却、3人保留 新潟県内認定患者累計705人	3	541
2016	平成	28	4	30	水俣病事件60年を考える集い、水俣市で開催(患者・被害者団体実行委員会主催)	3	542
2016	平成	28	4	30	熊本学園大学水俣病研究センターと朝日新聞が患者・被害者等にアンケート調査、2610人回答 96.5%がこの10年で症状が特に悪化 解決していない65.8%	3	543
2016	平成	28	5	1	熊本水俣病公式発見60周年患者団体が慰霊祭 市等実行委員会主催の慰霊祭は熊本地震の影響で延期	3	544
2016	平成	28	5	12	水俣病特措法一時金210万円を受け取っていない人が2015年3月末で375人 チツコが公表 熊本、鹿児島両県で支給対象は30433人 3月末公債(患者補償、埋め立て事業等)は2004億円	3	545
2016	平成	28	5	12	熊本県 新たに2人認定 30人棄却 2014年7月の認定審査再開後計4人認定	3	546
2016	平成	28	5	18	新潟水俣病被害者等、県の判断対応が遅いとして、決定時期を明らかにするよう県に要請	3	547
2016	平成	28	5	26	鹿児島県 認定希望患者22名棄却、3名保留、鹿児島県は累計493人認定、4月末で855人判断待機中	3	548
2016	平成	28	5	30	新潟水俣病認定・行政訴訟、判決 9人中7人・遅発性水俣病認定、家族に患者がいない2名は却下	3	549
2016	平成	28	6	4	5月30日新潟地裁で判決が出た訴訟で却下された2名は東京高裁へ控訴	3	550
2015	平成	28	6	13	新潟地裁、新潟水俣病認定行政訴訟で市は東京高裁に控訴		551
2015	平成	28	6	15	水俣病国賠訴訟、第10陣68人、鹿児島県在住46人、熊本県在住22人、追加提訴、原告1224人	3	552
2016	平成	28	6	16	福岡高裁、川上敏行・、元関西訴訟原告団長が関西訴訟で賠償金を得た患者に公害健康被害補償法補償を拒否した熊本県の決定を不服として取り消しを求めた裁判の控訴審判決 不支給決定は公健法違法とした	3	553
2016	平成	28	6	16	熊本地裁 不知火海患者訴訟団、第10陣、68人追加提訴、原告団は1224人になった	3	554
2016	平成	28	6	16	新潟地裁 新潟水俣病5次訴訟 口頭弁論 国が提出した排水分析結果の黒塗り部分も公開を請求	3	555
2016	平成	28	6	23	新潟地裁 認定行政訴訟原告等は市に控訴の取り下げを求めた	3	556
2016	平成	28	6	24	熊本県、認定希望患者40人を棄却、2015年9月再開以来、認定4人、棄却148人	3	557
2016	平成	28	7	21	水俣病食中毒調査請求、東京高裁判決で却下 原告(佐藤英樹、山口紀洋弁護士)は上告せず、同様の津田敏秀の東京地裁訴訟に集中する	3	558
2016	平成	28	9	1	磁気刺激療法が水俣病に効果、痛み・震えなど改善、患者16人で確認、国立水俣病総合研究センター	3	559
2016	平成	28	9	18	熊本水俣病1次訴訟事務局長、3次訴訟弁護団長だった千葉茂勝90才死去		560
2016	平成	28	9	20	岡山大津田敏秀教授、未認定の3名を食中毒として新潟市保健所に届け出、受理された	3	561
2016	平成	28	9	27	新潟水俣病認定・行政訴訟、控訴審始まる 9人中7人・遅発性水俣病認定(新潟市は控訴)、家族に患者がいない2名は却下(患者控訴)の地裁判決を受け控訴審開始	3	562
2016	平成	28	10	10	協立クリニック等の民間医師団は不知火海沿岸1万人の検診記録を朝日新聞と共同で分析 認定や救済策を受けていない(申請期限後受信した)人1588人中1542人に感覚障害があり、水俣病の典型症状があることを確認した	3	563
2016	平成	28	10	20	新潟県、特措法対象外とされ異議申し立てをしていた11人中、新たに4名を救済対象にし、7名を棄却	3	564
2016	平成	28	10	29	水俣病60年犠牲者慰霊式 例年5月1日開催を今年は熊本地震の影響で延期開催	3	565

出典 1=宮澤信雄(27)、他、各関係書籍の年表から、2=新潟県「新潟水俣病のあらまし、平成24年度改定」、3=朝日新聞記事DB(聞蔵)、季刊水俣支援東京ニュース等から独自作成